

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症対策としての障害者に対する有料道路通行料金の
割引措置に関する取扱いについて（周知依頼）

日頃より、障害福祉行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、身体障害者及び知的障害者に対する有料道路通行料金の割引については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」（平成 15 年 11 月 6 日付け（障企発第 1106001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）により周知しているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 16 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民の生活を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが・・・重要である」とされているところです。

こうした状況を踏まえ、別紙のとおり、国土交通省道路局を通じて高速道路会社から、「新型コロナウイルス感染症対策としての障害者割引の割引有効期限を延長する特例措置について」（東日本高速道路株式会社ほか 6 社連名）について連絡がありましたので、各自治体におかれましては、当該割引措置の申請窓口である管内福祉事務所及び関係機関に対して速やかに周知していただきますよう、よろしく申し上げます。

（特例措置の主な内容）

- ・ 令和 2 年 3 月 1 日から令和 2 年 7 月 30 日までの間に障害者割引の有効期限を迎える者の有効期限を令和 2 年 7 月 31 日に延期する。

- ・ 申請者が福祉事務所等に来所して行う新規、変更、更新手続は、令和2年7月31日までの間は郵送手続による方法も可能とする。（この際、福祉事務所等が確認する申請時に必要となる各書類は、原本ではなく写しによる確認も可能とする。）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部 企画課人材養成・障害認定係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3029)

FAX : 03-3502-0892

e-mail nintei3029@mhlw.go.jp

(別紙)

令和2年4月30日

東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
地方道路公社

新型コロナウイルス感染症対策としての
障害者割引の割引有効期限を延長する特例措置について

有料道路における障害者割引措置実施要領（平成15年7月30日）に規定する割引措置の有効期限等について別添のとおり取り扱うこととする

以 上

(別添)

新型コロナウイルス感染症対策としての 障害者割引の割引有効期限を延長する特例措置について

「有料道路における障害者割引制度」について新型コロナウイルス感染症の影響で、福祉事務所等での障害者割引制度の割引有効期限の更新手続き等が困難な利用者があることを踏まえ、下記のとおり令和2年5月7日より特例措置を実施する。

○ 特例措置の内容

通行時点で割引有効期限を経過している場合において、割引有効期限の日を令和2年7月31日に延長し、割引を適用する。

○ 対象となるお客さま

令和2年3月1日から令和2年7月30日までの間に障害者割引の割引有効期限を迎える方

○ 運用

■手帳呈示による通行

- ・通行時の申し出により、割引有効期限を令和2年7月31日に読み替え、割引を適用する。
- ・今回の措置はあくまで期間限定の特例措置であり、期間内に必ず手帳の割引有効期限の更新手続きを行っていただくようお願いに依頼。(チラシ配布等は状況を踏まえて実施)
- ・事後に申し出があった場合については、遡って割引適用(割引後料金への修正)は行わない。

■ETC障害者割引を登録されている場合

- ・有料道路ETC割引登録係において一元的に有効期限の延長登録を行い、以降のETC通行分について割引を適用する。
- ・今回の措置はあくまで期間限定の特例措置であり、期間内に必ず手帳の割引有効期限の更新手続きを行っていただくようお願いに依頼。(チラシ配布等は状況を踏まえて実施)
- ・延長登録実施より前のETC通行分については、遡って割引適用(割引後料金への修正)は行わない。

○ 周知方法

運営会社連名で各社ホームページに掲載を行う。
福祉事務所等の窓口・所掌する自治体のホームページ等にて情報提供を行う。

○ その他

利用者が福祉事務所等へ来所し行う手続き(新規・変更・更新手続き)について、対応可能な福祉事務所等においては、令和2年7月31日までの間は郵送手続きによって行うことを可能とする。この際、申請時に確認する各書類については、書類の原本ではなく、原本の写しで確認することを認める。

(7) 有料道路における障害者割引制度についてのお問い合わせ先

≪福祉担当窓口限り≫

【制度、手続き方法に関するお問い合わせ先】

北海道	東日本高速道路(株)	北海道支社 料金企画課	011-896-5211
青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東日本高速道路(株)	東北支社 料金企画課	022-711-6411
茨城県、栃木県、 群馬県	東日本高速道路(株)	関東支社 料金企画課	048-631-0001
埼玉県、千葉県、 東京都	首都高速道路(株)	営業企画部 料金企画課	03-3539-9339
神奈川県、静岡県	中日本高速道路(株)	東京支社 料金課	03-5776-5600
新潟県	東日本高速道路(株)	新潟支社 料金企画課	025-241-5111
富山県、石川県、 福井県	中日本高速道路(株)	金沢支社 料金課	076-240-4930
山梨県、長野県	中日本高速道路(株)	八王子支社 料金課	042-691-1171
岐阜県、愛知県、 三重県	中日本高速道路(株)	名古屋支社 料金課	052-222-1181
大阪府、兵庫県	阪神高速道路(株)	営業部 料金課	06-6203-8888
滋賀県、京都府、 奈良県、和歌山県	西日本高速道路(株)	関西支社 料金課	06-6344-8888
鳥取県、島根県、 広島県、山口県	西日本高速道路(株)	中国支社 料金課	082-831-4111
岡山県、徳島県、 香川県	本州四国連絡高速道路(株)	業務部 業務企画課	078-291-1042
愛媛県、高知県	西日本高速道路(株)	四国支社 料金課	087-823-2111
福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	西日本高速道路(株)	九州支社 料金課	092-260-6111

※お問い合わせは、各都道府県を担当する有料道路事業者までお願いいたします。

※担当部署については、組織改編によりその名称等が変更となることがあります。

【申請書、シール等の補充依頼先】

(一財) 道路厚生会	TEL : 03-3288-8393 URL : https://www.douro-kouseikai.org/
------------	---

【市区町村の福祉窓口さま用】

新型コロナウイルス感染症対策としての 障害者割引の割引有効期限を延長する特例措置について

- 問 1. 今回の特例措置の概要如何 2
- 問 2. 個々の有効期限に応じて一律 6 ヶ月程度有効期限を延長することは出来ないのか。.. 2
- 更問 1. 有料道路 ETC 割引登録係で利用者の氏名や住所、割引有効期限が分かっているにも関わらず、割引有効期限を延長したことをなぜ通知しないのか。 2
- 問 3. 延長後の有効期限である令和 2 年 7 月 31 日以降に、更新手続きを行わずに高速道路を走行した場合の取り扱いはどうなるのか。 3
- 問 4. 特例措置を受けるために、利用者自身でなにか手続きは必要か。 3
- 問 5. 特例措置期間中に更新手続きを行った場合、更新後の割引有効期限はどうなるのか。 3
- 更問 1. 今回の特例措置により割引有効期限の 2 か月以上前から更新手続きが可能となるのか。 3
- 問 6. ETC カード番号や車両番号、車載器管理番号等の登録情報が変更になった場合も割引適用となるのか。 3
- 問 7. 通行方法は？ 3
- 更問 1. 手帳を呈示して利用する場合、なぜ申し出なければならないのか。 4
- 問 8. 福祉担当窓口は何かの手続きをしなければならないのか？（割引期限を 7 月 31 日までとしたシールを新たに貼付しなければならないのか） 4
- 問 9. 郵送手続きを行う際の福祉担当窓口の注意点は。 4
- 問 10. 厚生労働省が検討している療育手帳の有期判定日を最大 1 年間延長する場合について、障害者割引の有効期限は 1 年間延長しないのか。 4
- 問 11. 割引有効期限が過ぎた方が令和 2 年 7 月 31 日までに更新手続きに来た際、申請書は新規と更新のどちらの扱いになるか？ 5
- 問 12. 令和 2 年 3 月 1 日から 7 月 30 日までの間に障害者割引の割引有効期限を迎える方のうち、既に割引有効期限を過ぎた方が新規申請をしてきた場合はどうすれば良いか。.. 5

問1. 今回の特例措置の概要如何

答

- この特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市区町村の福祉担当窓口で障害者割引制度の割引有効期限の更新手続きが困難な方のために実施いたします。
 - 具体的には、令和2年3月1日から7月30日までの間に障害者割引の割引有効期限を迎える方について、通行時に割引有効期限を経過している場合、割引有効期限を令和2年7月31日に延長し、障害者割引を適用するものです。
 - 手帳呈示により通行される場合は、通行時に、料金所係員へ特例措置の対象となることをお申し出ください。割引有効期限のほか必要事項を確認させていただいたうえで、割引適用要件に該当する場合は、割引有効期限を令和2年7月31日に読み替え、障害者割引を適用します。
- ※事後にお申し出があった場合については、割引適用は致しかねますのでご注意ください。
- E T Cにより通行される場合は、有料道路E T C割引登録係において一元的に割引有効期限を令和2年7月31日に延長する登録を行い、令和2年7月31日までのE T C通行分について障害者割引を適用します。
 - また、通行方法に関わらず、延長登録実施より前の利用に対する障害者割引の適用は致しかねますのでご理解をお願いいたします。
 - なお、延長後の割引有効期限である令和2年7月31日を迎える前に、市区町村の福祉担当窓口で更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。
 - 有効期限の更新手続きにあたっては延長後の割引有効期限である令和2年7月31日の直前は、更新手続きを希望される方が集中すると予測されますので、お時間に余裕をもって更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。

問2. 個々の有効期限に応じて一律6ヶ月程度有効期限を延長することは出来ないのか。

答

- 今回対象となるお客さまは数万人規模にのぼるため、個別の手続きを行うことは困難と判断したものです。円滑な運用が可能な範囲での特例措置となりますことにご理解賜りますようお願い申し上げます。

更問1. 有料道路E T C割引登録係で利用者の氏名や住所、割引有効期限が分かっているにも関わらず、割引有効期限を延長したことをなぜ通知しないのか。

答

- 有料道路E T C割引登録係において一元的に割引有効期限を延長させていただく方には、順次郵送にてお知らせする予定です。お手元に届くまで時間を要する可能性がありますますがご了承ください。

問3. 延長後の有効期限である令和2年7月31日以降に、更新手続きを行わずに高速道路を走行した場合の取り扱いはどうなるのか。

答

○障害者割引は適用せず、通常料金を請求いたします。延長後の有効期限である令和2年7月31日を迎える前に、市区町村の福祉担当窓口で更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。

問4. 特例措置を受けるために、利用者自身でなにか手続きは必要か。

答

○手続きは必要ありません。延長後の有効期限である令和2年7月31日を迎える前に、市区町村の福祉担当窓口で更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。

問5. 特例措置期間中に更新手続きを行った場合、更新後の割引有効期限はどうなるのか。

答

【延長前の有効期限を過ぎている場合】

申請した日から2回目の誕生日が割引有効期限となります。

【延長前の有効期限を過ぎていない場合】

通常時の更新手続きと同様に、申請した日からその後の3回目の誕生日までが割引有効期限となります。

更問1. 今回の特例措置により割引有効期限の2か月以上前から更新手続きが可能となるのか。

答

○これまでどおり、更新手続きが可能となるのは手帳に記載された割引有効期限が満了する2か月前からです。

問6. ETCカード番号や車両番号、車載器管理番号等の登録情報が変更になった場合も割引適用となるのか。

答

○登録情報（ETCカード番号、車両番号、車載器管理番号等）が変更になった場合は市区町村の福祉担当窓口で手続きが必要となります。

問7. 通行方法は？

答

○手帳呈示により通行される場合は、通行時に、料金所係員へ特例措置の対象となることをお申

し出ください。割引有効期限のほか必要事項を確認させていただいたうえで、割引適用要件に該当する場合は、割引有効期限を令和2年7月31日に読み替え、障害者割引を適用します。

※事後にお申し出があった場合については、割引適用は致しかねますのでご注意ください。

○ETCにより通行される場合は、有料道路ETC割引登録係において一元的に割引有効期限を令和2年7月31日に延長する登録を行い、令和2年7月31日までのETC通行分について障害者割引を適用しますので、事前に障害者割引適用のためにETC利用登録されたETCカード（対象障害者本人名義のものに限ります。ただし、対象障害者が未成年の重度障害者で、本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合については特例として、親権者又は後見人名義も対象となります。）を、同様にETC利用登録をされて手帳に記載された自動車に取り付けられたETC車載器に挿入して通行してください。

更問1. 手帳を呈示して利用する場合、なぜ申し出なければならないのか。

答

- この特例措置は、外出自粛や市区町村の福祉担当窓口の閉鎖などの事情により、割引有効期限の更新手続きができない方、またはできなかった方のために行うものです。
- 料金所では、割引有効期限を過ぎている方から特例措置の対象となることを申し出ていただくことで今回の特例措置の対象であることを確認しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問8. 福祉担当窓口は何かの手続きをしなければならないのか？（割引期限を7月31日までとしたシールを新たに貼付しなければならないのか）

答

- 福祉担当窓口において、特に手続きは不要です。
- 特に、割引期限を7月31日までとしたシールを新たに貼付するなど、通常の新規・更新・変更手続き以外のシール貼付はしないでください。

問9. 郵送手続きを行う際の福祉担当窓口の注意点は。

答

- シールについては、必ず福祉担当窓口にて有効期限等の必要事項を記載したうえでお客さまに送付してください。なお、手続き時に確認いただく各書類については、書類の原本ではなく、原本の写しで問題ございません。

問10. 厚生労働省が検討している療育手帳の有効判定日を最大1年間延長する場合について、障害者割引の有効期限は1年間延長しないのか。

答

- 今回の特別措置は、新型コロナウイルス感染症の影響で、福祉事務所等での障害者割引制度の割引有効期限の更新手続き等が困難なお客さまがいらっしゃることを踏まえ実施するものであり、療育手帳の有効期限の延長措置の有無にかかわらず実施するものです。
 - 障害者割引の有効期限延長措置については、他の施策（運転免許証の延長措置）の実施状況等を踏まえ、7月31日に決定しました。
- （なお、7月31日以降の取り扱いについては、状況に応じて検討して参ります。）

問1 1. 割引有効期限が過ぎた方が令和2年7月31日までに更新手続きに来た際、申請書は新規と更新のどちらの扱いになるか？

答

- 更新の取扱いをお願いします。更新後の有効期限は、申請した日から2回目の誕生日までとなります。

問1 2. 令和2年3月1日から7月30日までの間に障害者割引の割引有効期限を迎える方のうち、既に割引有効期限を過ぎた方が新規申請をしてきた場合はどうすれば良いか。

答

- この特例措置は、外出自粛や市区町村の福祉担当窓口の閉鎖などの事情により、割引有効期限の更新手続きができない方、またはできなかった方のために行うものです。
- 上記の理由により割引有効期限を過ぎてしまったことが確認できましたら、特例措置をご案内のうえ、更新手続きをお願いします。